給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和４年３月29日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1874号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第６－1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（医療職給料表（三）） **第５条**　医療職給料表（三）は、総務部人事課、保健所、児童相談所、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。 (1)～(4)　（略）	（医療職給料表（三）） **第５条**　医療職給料表（三）は、総務管理部人事課、保健所、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。 (1)～(4)　（略）
（研究職給料表） **第６条**　研究職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　県立歴史博物館 (6)～(10)　（略）	（研究職給料表） **第６条**　研究職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。 (1)　県立歴史博物館 (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)～(10)　（略）

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。